

合理的配慮の研究

-アメリカ障害差別禁止法の合理的配慮・合理的修正
の議論を踏まえて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 亮祐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21794

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授

氏名 小西 啓文 ㊞

(副査) 法学部 専任教授

氏名 廣澤 明 ㊞

(副査) 法学部 専任准教授

氏名 辻 雄一郎 ㊞

1 論文提出者 青木亮祐

2 論文題名 「合理的配慮の研究——アメリカ障害差別禁止法の合理的配慮・合理的修正の議論を踏まえて——」

(英文題) Study on Reasonable Accommodation

3 論文の構成

本学位請求論文は、障害者差別としての合理的配慮の不提供を扱う。この点、「障害」は論者によると個人のみならず集団との関係で相対的に生じ得るもので、合理的配慮が生活部面のすべてに適用される規範とすると、多様な対象者に対していかにして実効的な規範を設定できるのかという問題意識を序論で示し、2章で本学位請求論文が比較法の対象国とするアメリカにおける合理的配慮の展開を紹介した後、3章で障害を持つアメリカ人法(ADA)の要件を概観する。

そして、4～6章で労働(ADA第1編)・公共サービス(第2編)・民間企業のサービス(ADA第3編)の各分野での合理的配慮・合理的修正を法制度及び判例から確認し、7章でADAにおける合理的配慮・合理的修正の法的性格とその構造を考察している。そのうえで、最後に、日本法への示唆を検討している(8章)。

4 論文の概要

(1) 第2章「アメリカにおける合理的配慮の発展」

序論での問題関心を受け、第2章では、アメリカにおける合理的配慮の由来とその展開について

て論じている。まず、アメリカの障害者運動の紹介とアメリカ版「社会モデル」をゾラとハーンによる見解から検討のうえ、この問題を連邦最高裁がどのように取り上げたか詳論している。その結果、アメリカでは差別の概念について差別的取り扱いと差別的インパクト（差別的な状況）という2つの類型があることが示されるが、すべての差別的インパクトが障害者差別となるのではなく、連邦議会が想定するような場合に限られるとし、そのような場合に、障害者にとって意味のあるアクセス（ミーニングフル・アクセス）を保障するために「合理的な配慮」が必要となるというのが判例（Choate 判決）の立場であるという。

（2）第3章「ADA 概論」

3章では、「障害」の要件を中心に論じている。

個別の連邦法である障害を持つアメリカ人法（ADA）は障害を呼称する用語を「Handicap」ではなく「Disability」としている。これは、障害者差別の根本にあるのは「社会の偏見」であるという認識に立ち、よりニュートラルな表現を用いることで、ADAが偏見の払拭に努めていた証左である、という。ところで、ADAの「障害」の定義は、障害のリスト化をするものではなく、「主要な生活活動を実質的に制限する機能障害」と解釈の幅を残したため、この定義を厳しく解釈して「障害」の範囲を狭めようとした連邦最高裁のいわゆる「逆風現象」が生じることになった。その後、連邦政府の立法事実を無視するような判例が確立したため、学説からの痛烈な批判を浴び、ADAが改正される事態にまで至った、と指摘する。

（3）第4章「ADA 第1編」

第4章は、雇用の場面（ADA 第1編）について扱っている。

ADA 第1編の使用者は、労働上の処遇に関して、適格を有する個人に対して障害を理由とする差別を禁止し、その差別には合理的配慮の不提供も含まれる。このようにADA 第1編は特定の業務に従事することができるだけの能力といえるだけの「適格性」を重要な要件としている。職場において障害を持つ労働者に対する合理的配慮は個別性が極めて高いことから、労働者が申し出た配慮の提供を受けられなかったことが争点となる訴訟では、裁判所は、個別の職務の本質的機能が何かを探り、障害の特性との関係を考慮して判断することになる。ところでADA 第1編では、対話型の合理的配慮の形成手続（インタラクティブ・プロセス）が使用者の義務となっているが、それは個別性の高い配慮を特定するために必要とされるものであり、いわば働きやすくより良い労働条件を求めるための交渉権ともいえる。

なお合理的配慮の抗弁として配慮が使用者にとって「過度の負担」となる場合には使用者は免責されるが、裁判例のなかには、被告の側が特定の状況での過重性を示さなければならないと判示したものもある。

（4）第5章「ADA 第2編」

第5章は、公共サービスにおける障害者差別を扱う（ADA 第2編）。以下では公共機関によるそれ（①）、日常生活におけるそれ（②）及び教育におけるそれ（③）に分けて紹介する。

① 公共機関

公共機関は、適格性を備える障害者に対し、公共機関のサービス・プログラム・活動への参加

について、障害を理由とする差別が禁止される。そして不特定多数を前提とする公共サービスでは、巨視的（マクロ）な視点のもとで、既存の制度や慣行等を修正するという「合理的修正」が第一義的な手段となるが、これは個別の合理的配慮を否定するものではない。

公民権法第6編を範としたリハビリテーション法に関して、連邦最高裁は先の Choate 判決で「ミーニングフル・アクセス」の基準を用いて判断したが、リハビリテーション法を継受した ADA 第2編が問題となる訴訟でも、ミーニングフル・アクセスの基準がたびたび引用されることになった。

② 日常生活

アメリカにおいて障害者は社会で孤立した環境に置き去りにされるという傾向が存在した。この点いわゆる Olmstead 判決は不必要な治療を継続し、退院を不用意に長引かせることは差別であると判示し、障害者の長期の施設入所を安易に認めず、社会で日常生活を送れるようにすることを求めた。同判決以降、障害者の地域社会への統合が公的サービスにとってその任務であることが強調された。下級審裁判例のなかには、特定の障害者に要する費用が予算全体にどれだけ影響を与えるのかについて、被告となった地方公共団体に主張させて、具体的な判断を踏み込んだものもある。

③ 教育

アメリカでは教育は公共サービスのなかでも特に重要視されている分野であり、障害児教育に関する「無償で適切な教育」の実現について、連邦最高裁は、障害児の「通常学校」へのアクセスが重要であるという立場をとる (Rowley v. Board of Education, 458 U.S. 176(1982))。もっともその後、障害児個人の受ける教育の利益を提供される個別の教育水準から判断すべきであるとした事件 (Andrew F. v. Douglas Cnty. Sch. Dist. RE-1, 137 S. Ct. 988(2017)) や介助犬を利用できない学校の施設は差別となり得るとした事件 (Fry v. Napoleon Cmty. Sch., 137 S. Ct. 743(2017)) では、単なるアクセスだけではなく、教育内容の保障にまで踏み込んだ判断も見られるという。

(5) 第6章「ADA 第3編」

第6章は、民間団体が提供する公共施設及びサービスを扱う。

ADA 第3編は、公共施設の場合でのサービス等について障害者差別を禁止しており、民間企業も不特定多数の障害者のニーズに対応しなければならない。このため、ADA 第2編と同様に、巨視的な視点での「合理的修正」が念頭に置かれることになる。ADA 第3編は、数え切れないサービスを対象とするため、どのような観点のもとで合理的修正を実施するべきかについて、連邦最高裁は、障害者が申し出た修正の①合理性、②必要性、③本質的変更にあたらぬことという要件を提示した (PGA Tour, Inc. v. Martin, 532U.S. 661(2001))。

このうち、②必要性の要件は、ミーニングフル・アクセスの基準を用いて判断するものもあれば、「障害のない者が経験する体験」を基礎として障害特性に照らして配慮の内容を検討するという手法をとる下級審裁判例もある。

(6) 第7章 アメリカにおける合理的配慮の分析

第7章は、ADA 第1編から第3編を踏まえて、合理的配慮の法的性格と構造を検討したものと

なっている。ADAの各編での共通性を抽出した結果、本学位請求論文は「障害」から生じ得る制約によって障害のない者が経験するような体験ができないということを「不当な扱い」と措定しているのではないかと指摘する。そして、障害者個人のニーズを基本としつつ、障害を持つ者が陥っている状態が深刻な場合のみならず、支障がわずかな場合であっても合理的配慮の必要性は失われるものではない、という。

(7) 第8章「日本法への示唆」

第8章では、アメリカ法の知見を踏まえて、日本法へ示唆するところを判例を引用しつつ具体的に論じている。

5 論文の特質

本学位請求論文を評者なりに位置付ければ、合理的配慮請求権は障害者のニーズを法的保護にまで昇華した概念であり、障害者の支障（不利益）がわずかな場合であっても、障害のない者と同様の体験ができない事態を「差別」として捉え、そのような事態を改善することを目的とする作為請求権であると結論付けるものである。いわゆる「社会モデル」を前提とした妥当な結論といえるし、これまでの障害者を保護の客体と捉えるわが国の議論に対して一石を投じるものといえる。

6 論文の評価

上記特質から、本学位請求論文は優れた価値のあるものと認められる。もっとも、残された検討課題も多い。まず、障害者の不利益がわずかでいいということは、それだけ「障害者」あるいは「障害」と扱われるケースが多くなりえることを意味し、「障害現象のインフレ化」が起きないかという疑問である。これは「過重な負担」基準を今後さらに精査する必要性を示している。また、障害差別を、障害者が「障害のない者の体験」を経験できない状況から説明しようとする本学位請求論文の立場では、「障害のない者の体験」が基準となり、他の「障害者」との比較という視点は存在しない。このため障害者同士の格差の問題はなお残ることになる。さらに、本学位請求論文は連邦法を中心に考察しており、オルムステッド計画で触れた以上に州法について踏み込んだ議論をしてはいる。もっとも、これらの残された課題は論理必然的に筆者によって将来検討されるべきものであり、本学位請求論文の現段階での上記評価を左右するものではない。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上